

第9章 目標値の設定

- 1 目標値の設定
- 2 立地適正化計画の見直し

I 目標値の設定

本計画で推進する各種誘導施策の効果を確認するため、居住誘導、都市機能誘導、交通ネットワーク、防災・減災の4つの視点から評価指標と目標値を設定します。

I.1 居住誘導に関する評価指標および目標値

居住誘導区域は、人口減少下においても一定の都市機能を維持できる人口密度を維持することが求められます。そのため、居住誘導に関する進捗状況を評価するにあたって、「居住誘導区域内の人口密度」を評価指標として設定し、将来の目標値を以下の通り設定しました。

表 9-1 居住誘導に関する評価指標・目標値

評価指標	目標値	
	基準値 令和2年度(2020年度)	令和25年度(2043年度)
居住誘導区域内の人口密度	27.2人/ha	27.2人/ha

■目標値の考え方

本市の人口は今後減少することが予想されますが、現在確保されている利便性の高い生活サービス機能を将来にわたって持続していくためには、居住誘導区域内の人口を維持していくことが必要です。以上より目標値は、現時点(令和2(2020)年)の居住誘導区域の人口密度27.2人/haを今後も維持することとし、目標値として設定しました。

※居住誘導区域の人口はGISソフトにより、国勢調査人口メッシュ(250mメッシュ)を居住誘導区域で面積按分して算出しました。

I.2 都市機能誘導に関する評価指標および目標値

都市機能誘導区域は、市民が利用する様々な生活サービスの充足や、中心市街地の活性化により、まちなかの賑わいの創出が求められます。そのため、都市機能誘導に関する進捗状況を評価するにあたって、「都市機能誘導区域内の誘導施設数」と「中心市街地の歩行者数」を評価指標として設定し、将来の目標値を以下の通り設定しました。

表 9-2 都市機能誘導に関する評価指標・目標値

評価指標	目標値	
	基準値 令和5年度(2023年度)	令和25年度(2043年度)
都市機能誘導区域内の誘導施設数	20件	20件
中心市街地の歩行者数	1,143人/日	1,501人/日

■目標値の考え方(都市機能誘導区域内の誘導施設数)

市民の生活サービスを支える都市機能を今後も維持していくことが重要であるため、令和5(2023)年時点の都市機能誘導区域内の誘導施設数20施設を今後も維持することとし、目標値として設定しました。

■目標値の考え方（中心市街地の歩行者数）

まちなかの賑わい創出に寄与する中心市街地の歩行者数は概ね増加傾向で推移しており、今後も都市機能誘導に係る施策を実行することで継続的に歩行者通行量を増加させていくことが望ましいです。以上より、平成 27（2015）年から令和 5（2023）年の伸び率（線形近似式）を踏まえ、中心市街地の歩行者通行量の目標値（1,501 人）を設定しました。

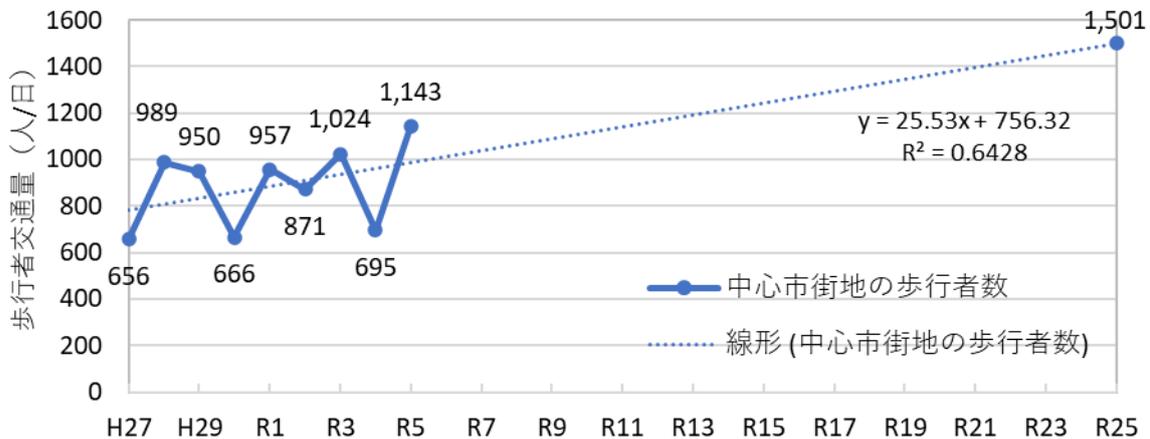


図 9-1 中心市街地の歩行者通行量の推移と将来推計

1.3 交通ネットワークに関する評価指標および目標値

交通ネットワークは、都市拠点と地域生活拠点や地域拠点間、市外を結んでおり、今後も一定のサービス水準を維持していくことが求められ、公共交通利用者数を将来に渡って確保する必要があります。そのため、交通ネットワークの確保・維持の状況を評価するにあたって、「市民の年間公共交通利用回数」を評価指標として設定し、将来の目標値を以下の通り設定しました。

表 9-3 交通ネットワークに関する評価指標・目標値

評価指標	基準値	
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 25 年度 (2043 年度)
市民の年間公共交通利用回数	4.9 回/年	5.5 回/年

■目標値の考え方

人口が減少していく中、今後も引き続き路線バスやコミュニティバス等の公共交通を維持していくためには市民に利用して貰うことが重要となります。関連計画である、「西都市地域公共交通計画」では、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減少を踏まえ、コロナ禍の影響拡大前である令和 1（2019）年と拡大後の令和 2（2020）年の平均値である 5.5 回/年を目標値として設定しています。本計画も地域公共交通計画における考え方を踏襲し、目標値を設定しました。

表 9-4 市民の年間公共交通利用回数の推移

	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年
年間公共交通回数	173,378 回	172,811 回	172,404 回	147,584 回	137,023 回
西都市総人口	29,927 人	29,569 人	29,149 人	28,719 人	28,222 人
年間公共交通利用回数	5.8 回/年	5.8 回/年	5.9 回/年	5.1 回/年	4.9 回/年

出典：西都市地域公共交通計画（令和 5 年 3 月）

1.4 防災・減災に関する評価指標および目標値

防災・減災に向けた取り組みは、行政が実施するハード対策だけではなくソフト対策も重要となります。防災指針では、自主防災組織の充実等地域の防災力向上を具体的な取り組みとしています。また、自主防災組織は災害時に防災活動が行えるよう、日頃から防災訓練を行うなど災害に「備える」ことも求められます。そのため、防災・減災に関する取り組み状況を評価するにあたって、「自主防災組織率」、「自主防災組織の補助金交付組織数」を評価指標として設定し、将来の目標値を以下の通り設定しました。

表 9-5 防災・減災に関する評価指標・目標値

評価指標	基準値	
	令和4年度(2022年度)	令和25年度(2043年度)
自主防災組織率	58.2%	77.1%
自主防災組織の補助金交付組織数	6件	20件

■目標値の考え方(自主防災組織率)

地域の防災力を向上させるため、令和1(2019)年から令和6(2024)年の増加数(1組織/年)に沿って自主防災組織率を上げていくこととし、目標値は77.1%に設定しました。

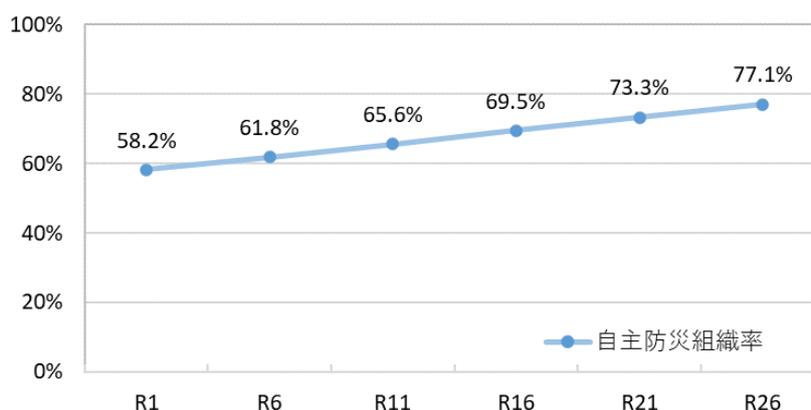


図 9-2 自主防災組織率の将来推計

■目標値の考え方(自主防災組織の補助金交付組織数)

今後も、地域の防災力を維持・向上していくためには、日ごろから防災訓練等災害に備える取り組みを継続していく必要があります。令和2(2020)年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、自主防災組織の活動が停滞し交付件数も減少していることから、コロナ禍前の自主防災組織に対する補助金交付率(15件/76組織)を今後も維持することとし、「自主防災組織率」の目標値77.1%を達成することを前提に目標値を設定しました。

表 9-6 自主防災組織補助金交付件数と自主防災組織数

	令和1年度	令和25年度
自主防災組織補助金交付組織数	15件	20件
自主防災組織数	76組織	101組織
自主防災組織に対する補助金交付率	19.7%	19.7%

2 立地適正化計画の見直し

立地適正化計画における国の指針では、公表から概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の進捗状況を把握し、社会情勢の変化や計画内容に関する調査・分析によって再評価を行い、計画の妥当性を検討することが望ましいとされています。

計画の推進にあたっては、今後5年ごとに本計画の内容について評価を行い、目標の達成状況や施策の実施状況等の把握を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



図 9-3 計画の進捗管理 (PDCA サイクル)